

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
実施機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	徳島市市民文化部住民課	
個人情報ファイルの利用目的	住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図る。	
記録項目	1 氏名・旧氏、2 生年月日、3 性別、4 住所、5 世帯主氏名・世帯主との続柄、6 住民となった年月日、7 住所を定めた年月日、8 本籍・筆頭者、9 届出の年月日、10 転入前住所、11 住民票コード、12 個人番号、13 消除理由、14 転出先住所、15 通称関係情報（通称・通称を記載した年月日・記載した市区町村・削除した年月日・削除した市区町村）、16 外国人住民となった年月日、17 外国人住民となった年月日、18 国籍・地域、19 法第30条の45の表に規定する区分ごとの事項（在留資格、在留期間、在留期間の満了の日、在留カードの番号、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号）	
記録範囲	徳島市の区域内に生活の本拠を有する者	
記録情報の収集方法	1 住民本人からの届出・申出 2 前住所地からの転出証明書情報の提供 3 住民基本台帳ネットワークシステムからの取得 4 本籍地からの通知 5 出入国在留管理庁からの通知	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	別紙のとおり	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 徳島市市民文化部住民課 (所在地) 〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	-	
個別情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 政令第21条第7項に 該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
備考	-	

住民基本台帳ファイル 記録先の経常的提供先

1	都道府県知事
2	市町村長
3	市町村教育委員会
4	都道府県教育委員会
5	地方公共団体情報システム機構
6	厚生労働大臣（日本年金機構含む）
7	文部科学大臣
8	国家公務員共済組合
9	国家公務員共済組合連合会
10	国民健康保険組合
11	地方公務員共済組合
12	全国市町村職員共済組合連合会
13	後期高齢者医療広域連合
14	平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金
15	農林漁業団体職員共済組合
16	独立行政法人農業者年金基金
17	独立行政法人医薬品医療機器総合機構
18	独立行政法人日本学生支援機構